

消費生活センターだより

第53号
平成31年3月

架空請求にご注意ください！

昨年度もセンターだよりでお知らせした架空請求のハガキについて、いまだ問合せが後を絶ちません。

下の例のようなハガキが届いた場合は、絶対に連絡しないでください。

ハガキの例

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、あなたの利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号（あ）〇〇〇 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年〇〇月〇〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

受付時間 9:00~20:00（日、祝日除く）

最近ハガキではなく、封書で届くケースも確認されています。一度連絡をしてしまうと弁護士紹介費用などと偽り、架空の費用を請求されます。

心配なときや、連絡してしまった場合などは消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019